【表紙】

 【提出書類】
 半期報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成18年10月27日

【中間会計期間】 第54期中(自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)

【会社名】 ゴールドパック株式会社

【英訳名】 GOLD PAK CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 五十嵐 芳昭

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目22番10号 見真ビル6階

【電話番号】 03 (3780) 5416

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理部長 菅澤 正嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目22番10号 見真ビル6階

【電話番号】 03 (3780) 5416

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理部長 菅澤 正嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第52期中	第53期中	第54期中	第52期	第53期
会計期間		自平成16年 2月1日 至平成16年 7月31日	自平成17年 2月1日 至平成17年 7月31日	自平成18年 2月1日 至平成18年 7月31日	自平成16年 2月1日 至平成17年 1月31日	自平成17年 2月1日 至平成18年 1月31日
売上高	(千円)	23,127,766	23,666,577	21,850,279	44,968,192	43,766,070
経常利益	(千円)	988,310	1,011,403	812,788	1,267,949	1,284,056
中間(当期)純利益	(千円)	529,303	544,275	448,482	775,440	702,508
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	303,000	303,000	303,000	303,000	303,000
発行済株式総数	(株)	922,500	3,780,000	3,780,000	922,500	3,780,000
純資産額	(千円)	6,564,150	7,357,972	9,650,850	6,809,089	7,941,199
総資産額	(千円)	33,849,514	33,150,484	29,364,895	27,855,382	26,080,058
1株当たり純資産額	(円)	20,353.96	2,851.93	3,189.73	21,113.45	2,913.56
1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	1,641.25	210.96	153.30	2,404.46	268.50
潜在株式調整後1株当た り中間(当期)純利益	(円)	-	-	151.58	-	-
1株当たり中間(年間) 配当額	(円)	-	20.0	30.0	-	50.0
自己資本比率	(%)	19.4	22.2	32.9	24.4	30.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	548,515	721,085	79,425	2,159,214	1,778,860
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	627,764	481,337	771,287	1,044,980	1,250,700
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	548,500	1,172,000	568,107	1,097,000	1,480,348
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	(千円)	2,015,755	1,728,485	1,584,795	2,660,738	1,708,550
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	483 (21)	465 (23)	462 (19)	472 (20)	455 (22)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 3.第53期中間期までの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。また、第53期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株予約権残高はありますが、当社株式は第53期事業年度末までは非上場であるため、期中平均株価が把握できませんでしたので記載しておりません。
 - 4.第54期中間期の1株当たり中間配当額には、上場記念配当10円を含んでおります。
 - 5. 当社は平成17年7月7日付で株式1株につき8株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成18年7月31日現在

従業員数 (人)	462 (19)	
The state of the s		

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、季節工は含む。)は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

ゴールドパック労働組合が結成されており、平成18年7月31日現在における組合員数は364人であります。 なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間のわが国経済は、企業収益の好調を背景とした国内民間需要に支えられ、本格的な回復基調で推移いたしました。一方、原油価格の上昇は続いており、今後の国内経済に及ぼす影響が懸念されます。

清涼飲料業界は、ミネラルウォーター・野菜飲料・紅茶飲料などが好調に推移いたしましたが、緑茶飲料の減少と天候不順などが影響し、全体では前年に比べて減少の結果となりました。

このような状況下において、当社は4月18日にジャスダック証券市場に上場いたしました。営業面におきましては、多様化するお客様のニーズにお応えするために、ペットボトル新型容器への対応を行うとともに、紙容器ラインの増強を行いました。また、利益率の改善に向けて、引き続き全社を挙げて製造歩留りの向上・原材料購入費の引き下げなどを重点目標に掲げ、コスト削減に取り組みました。それとともに、重油価格の高騰を受けて増加している動力費を削減するために、松本工場のボイラー設備の一部を重油燃料から都市ガス燃料へ転換する工事を行いました。また、トレーサビリティーシステムの構築に向けての取り組みも継続して実施してまいりました。

一方、当社が製造いたしました2Lペットボトル緑茶製品の一部において変敗事故が発生し、製品回収の事態を招きました。これを受けて当社は、生産技術のさらなる強化と短期的および中長期的設備投資の総合的企画立案を図るために「技術開発企画室」を新設いたしました。また、品質管理体制の一層の強化による製品事故の再発防止を目的として「品質監査課」を新設いたしました。これにより「安全・安心」体制の一層の強化を行い、関係者を始め消費者・お取引先からの信頼回復と、さらなる顧客満足の向上に努めてまいります。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は21,850百万円(前年同期比7.7%減)、営業利益は907百万円(同30.2%減)、経 常利益は812百万円(同19.6%減)ならびに中間純利益は448百万円(同17.6%減)となりました。

各事業の業績は下記のとおりであります。

受託製造事業

受託製造事業全体の売上高は16,622百万円(同6.0%減)となりました。受託製造事業の容器別では、缶容器が一部製品の他容器への転換を受けて減少したほか、ペット容器が茶系飲料を中心に減少いたしました。紙容器は果実飲料などが増加したことにより微増となりました。

メーカー事業

メーカー事業全体の売上高は5,227百万円(同12.5%減)となりました。メーカー事業の品目別では、ミネラルウォーター類と搾汁品が増加いたしましたが、茶系飲料が減少いたしました。

業績の季節変動について

清涼飲料の需要は夏場に集中するため、清涼飲料業界では夏場に生産、販売が多くなり、反面、冬場には減少するという季節的な変動がおこります。

こうしたことから当社も、夏場と冬場の生産販売に季節変動が発生し、生産量、売上高及び特に利益については、上半期 (2月~7月)に偏重する傾向があります。

なお、当社といたしましてはコーヒーなどの冬季向け飲料や、比較的季節変動の少ない健康志向飲料の受注を目指した営業活動による受注数量の平準化と、生産体制の柔軟化による費用の変動費化により、季節変動への対応を行っております。

当社の過去2年間の上・下半期別実績は次表のとおりであります。

決算期		平成17年	₹1月期	平成18年 1 月期		
大 异 期 		上半期	下半期	上半期	下半期	
売上高	千円	23,127,766	21,840,425	23,666,577	20,099,493	
年間比率	%	51.4	48.6	54.1	45.9	
営業利益	千円	1,151,470	439,697	1,300,839	351,388	
年間比率	%	72.4	27.6	78.7	21.3	
経常利益	千円	988,310	279,638	1,011,403	272,653	
年間比率	%	77.9	22.1	78.8	21.2	

(2)キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、有形固定資産の取得等に伴い、前事業年度末に比べ 123百万円減少し、当中間会計期間末には1,584百万円となりました。

また当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動の結果得られた資金は79百万円(前年同期比89.0%減)となりました。

これは主に、税引前中間純利益748百万円に加え、減価償却費719百万円、売上債権の増加3,510百万円及び仕入債務の増加2,083百万円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は771百万円(同60.2%増)となりました。

これは主に、松本工場及びあずみ野工場の設備投資等による有形固定資産の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動の結果得られた資金は568百万円(前年同期は1,172百万円の使用)となりました。 これは主に、自己株式の処分による資金調達1,321百万円に対し、長期借入金の返済672百万円、配当金の支払81百万円を 行ったためであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

品目名称		生産数量		生産高	
		(千函)	前年同期比(%)	(千円)	前年同期比(%)
	ペット容器飲料	9,603	4.8	11,966,507	5.9
	缶容器飲料	1,228	29.5	1,289,419	26.4
受託製造事業	紙容器飲料	3,606	2.1	2,904,859	4.0
	その他	184	17.5	418,566	16.6
	小計	14,622	6.2	16,579,352	6.7
	果実飲料	2,646	3.2	2,257,680	7.5
	茶系飲料	1,415	36.6	928,468	38.7
メーカー事業	野菜飲料	1,684	2.5	1,209,690	11.0
アーカー事業	ミネラルウォーター	806	5.8	401,057	6.1
	その他	446	36.3	413,946	24.4
	小計	6,999	13.4	5,210,843	17.2
	合計	21,621	8.6	21,790,196	9.4

(注)1.生産高は販売金額によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社は、ブランドオーナーからの清涼飲料の受注生産及び、自社ブランド等の清涼飲料と搾汁製品の見込生産による在庫品の販売を行っております。受注生産の受注状況については毎月末に翌月1ヶ月間の受注が確定し、その受注高を翌月1ヶ月間に製造し販売しております。また見込み生産による販売は、発注を頂いてから速やかに出荷しております。

従って、当社における受注残高は、最大でも翌月1ヶ月分のみに限定されておりますので、受注高及び受注残高についての 記載は省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

品目名称		売上数量		売上高	
		(千函)	前年同期比(%)	(千円)	前年同期比(%)
	ペット容器飲料	9,578	4.5	12,039,368	4.9
	缶容器飲料	1,222	29.9	1,283,167	26.9
受託製造事業	紙容器飲料	3,582	2.4	2,881,469	4.1
	その他	188	18.2	418,502	17.2
	小計	14,572	6.0	16,622,508	6.0
	果実飲料	2,427	5.3	2,057,233	5.1
	茶系飲料	1,397	30.3	922,755	31.3
メーカー事業	野菜飲料	1,662	2.8	1,217,741	11.4
アーガー事業	ミネラルウォーター	810	10.9	395,532	7.8
	その他	781	18.7	634,508	12.1
	小計	7,079	8.2	5,227,771	12.5
	合計	21,652	6.7	21,850,279	7.7

(注) 1. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先		会計期間 年 2 月 1 日 年 7 月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)		
	金額 (千円)	割合(%)	金額 (千円)	割合(%)	
(株) 伊藤園	12,110,485	51.2	11,057,863	50.6	
日本生活協同組合連合会	4,895,443	20.7	4,252,154	19.5	
ダイドードリンコ(株)	2,631,203	11.1	2,605,508	11.9	

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社の研究開発活動は、人参、トマト、りんご等の国産農産物の加工から最終製品(野菜飲料、果実飲料)に至るまでの一貫した研究開発とともに、コーヒー飲料、茶系飲料、スポーツドリンクに代表される嗜好飲料類、機能性飲料など飲料全般にわたる研究開発を行っております。

当社の事業は、受託製造事業とメーカー事業に分けられます。

前者においては、各社受託製造製品を生産するにあたり、ライン構成や新規設備導入の検討を行なうとともに、顧客と当社工場、また関係業者間の技術的な課題を解決すべく調整、検証を行い効率的な生産を実現させ、受注拡大に繋げることを主なる業務としております。

一方、後者においては、新製品のイメージを具現化すべく、味作りの基本となる配合処方から、原料選定、製造条件、価格に至るまで、あらゆる検討を行った上で提案することにより、魅力ある商品を提供し続けることを主なる業務としております。また、自社ブランドにおいては、市場動向をとらえつつ当社の強みを生かした特徴ある新製品を創出することもメーカー事業の一つと認識し活動しております。

更には、食品製造業にとって、食品の安全性を確保することが最も重要な業務基盤であることを認識し、原料選定段階では、その安全性を第一の使用基準に据え各種の検証を行うとともに、製造管理面の安全性検証も行い、各製品の仕様決定作業も担当しております。

開発研究所スタッフは現在12名であり、当中間会計期間における研究開発費は63百万円であります。

当中間会計期間の主な研究開発概要とその成果は次の通りです。

受託製造事業

主要得意先の要望に対する迅速な対応に加え、嗜好飲料類、果実野菜系飲料類を中心とした約189品目の提案活動により、新製品58品目の商品化が実現しました。新規分野としてゼリー系の飲料を手懸けることにより、技術的な幅も拡がりました。

メーカー事業

果実野菜系飲料類、嗜好飲料類を中心に約106品目の試作、提案活動を行い、新製品12品目の商品化が実現しました。自社ブランドでは、コーヒー飲料のリニューアルで初のブラックコーヒーと、野菜ストレートシリーズの新アイテム、280mlペットボトルの小型容器のミネラルウォーターを市場導入し、製品ラインナップの強化を図りました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の拡充、導入についての重要な変更は、次のとおりであります。

			投資予	定金額	資金調達	着手及び完	了予定年月	完成後の
事業所名	所在地	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	方法	着手	完了	増加能力
松本工場	長野県 松本市	搾汁パルプ ライン充填 機更新	283,000	-	自己株式処 分資金及び 自己資金	平成18.3	平成19. 1	-

- (注) 1. 当初の計画に比べ、「投資予定金額」の「総額」が143,000千円増加し、「完成予定年月」が平成19年1月(当初予定 平成18年11月)に変更になっております。
 - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したのは、次の通りであります。

事業所名	所在地	設備の 内容	投資総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達 方法	着手 年月	完了 年月	完成後の 増加能力
あずみ野工場	長野県 安曇野市	ペット容器 ライン多様 化対応設備	395,328	45,008	自己株式 処分資金 及び自己 資金	平成17.11	平成18.4	-
松本工場	長野県 松本市	紙容器飲料 生産設備増 設	182,157	182,157	自己株式 処分資金 及び自己 資金	平成18.1	平成18.3	100本/分 (125ml容器換 算)
松本工場	長野県 松本市	ボイラー都 市ガス燃料 転換工事	37,827	22,791	自己株式 処分資金 及び自己 資金	平成18.4	平成18.5	-

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - (3) 当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	15,120,000	
計	15,120,000	

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成18年10月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	3,780,000	3,780,000	ジャスダック証券取引所	-
計	3,780,000	3,780,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条 J 20および第280条 J 21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 平成17年 6 月 3 日臨時株主総会決議(第1回新株予約権)

	中間会計期間末現在 (平成18年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	1,424(注)1、2、3	1,422(注)1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	142,400(注)1、2、3	142,200(注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,100(注)4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月1日 至 平成22年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,100円 資本組入額 1,050円(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(1) おいか日引りと)約社あい員でを「了員合るま株に員行条予「定)合人る予り希場)決割にあた。今年の株当平スさ権「者受ま権執の限と行しり理限約当役たるは間割に者権であ定よを限件、にの株当平スさ権「者受ま権執の限と行しり理限約当役たるは間割に者権であ定よを限件、にの株当平スさ権「者受ま権執の限と行しり理限約当役たるは間割に者権であ定よを限件、にのお当が「は券ジ上予る約当役は社れ合る、退に他こ株の執あおいと約こ約予相しが人いこのづ書が「は券ジ上予る約当役は社れ合る、退に他こ株の執あおいと約こ約予相しが人いこのづ書が「は券ジ上予る約当役は社れ合る、退に他こ株の執あおいとかに対しがはきらのる申りは「定の株当平スさ権「者受ま権執の限と行しり理限約当役たるは間割に者権であ定よを限件、に関うが大が、場合で表別では、たまで、のがはきらのる申りは「定当を権通年ク場使「ちと従使員を株きが合し理はのけた係に社結約。亡相もじ面利出は取株るを権通年ク場で「おき業時、保予る任、たまなうにとば権す新る」「た人と新よ使いい役約こけ、式月券にる「株に員に従有約。期従場のいちと従権す新る」「た人と新よ使いい役約こけ、式月券にる「株に員に従有約。期従場のいちと従権す新る」「た人と新よ使いい役約これ、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対の対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対の対対の対対のでは、対対の対対の対対の対対の対対の対対の対対の対対の対対の対対の対対の対対の対対の	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

- (注) 1.新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議から退職による権利喪失者の当該数を減額した ものであります。
 - 2.新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
 - 3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整するものといたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

4.新株予約権発行日後に、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = 調整前払込金額× 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替えるものといたします。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

5.ストックオプションの行使時に新株予約権者に交付される株式は、当社が保有する自己株式で充当される可能性があります。

平成17年6月3日臨時株主総会決議(第2回新株予約権)

十八八千0万3口颐时休土総云次硪(1	1
	中間会計期間末現在 (平成18年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	481 (注) 1、2、3	同左(注)1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,100(注)1、2、3	同左(注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,100(注)4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年5月1日 至 平成27年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,100円 資本組入額 1,050円(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新な対策のでは、対域のは、対域のは、対域のは、対域のは、対域のは、対域のは、対域のは、対域の	同左

	中間会計期間末現在 (平成18年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年 9 月30日)
	(3)新株予約権者は、権利行使時	
	において当社の執行役員の地	
	位を保有している場合に限り	
	新株予約権を行使することが	
	できる。ただし、新株予約権	
	者が任期満了により当社執行	
	役員の地位を退任した場合に	
	は、当該退任した新株予約権	
	者は、当社執行役員の地位に	
	あった期間に応じてあらかじ	
	め取締役会が定める基準によ	
	り決定する新株予約権の個数	
	を上限として、当該新株予約	
	権者の退任時に取締役会が承	
	認する個数の新株予約権を、	
新株予約権の行使の条件	退任後も行使できる(ただ	同左
	し、他の権利行使条件がすべ	
	て充足されることを要す)。	
	(4)新株予約権者が死亡した場	
	合、新株予約権は、相続人1	
	人に限り相続できるものとす	
	る。ただし、あらかじめ新株	
	予約権者が所定の書面によ	
	り、相続人による権利行使を	
	希望しない旨を申し出ていた	
	場合は、この限りではない。	
	(5) その他の条件は、取締役会決	
	議に基づき、当社と新株予約	
	権者との間で締結する「新株	
	予約権割当契約書」に定める	
	ところによる。	
	新株予約権を譲渡する場合は、	
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
	_	_

- (注) 1.新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議から退職による権利喪失者の当該数を減額した ものであります。
 - 2.新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
 - 3.当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整するものといたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

4.新株予約権発行日後に、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = 調整前払込金額× 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によ る場合を除く。)は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げま す。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除し た数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処 分金額」と読み替えるものといたします。

			既発行株式数	_	新規列	笔行株式数	×	1 株当り払込金額
調整後払込金額	=	調整前払込金額×		т		新規列	Ě行前	前の株価
响走及囚处亚积	_	响走的300亚的人	. 既発行材	株 : 大 : ま	7 +	新規発行に	- 上 Z	5.増加株式数

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金 額の調整を行います。

5.ストックオプションの行使時に新株予約権者に交付される株式は、当社が保有する自己株式で充当される可能性があり ます。

平成18年4月26日株主総会決議(第3回新株予約権)

新株予約権の行使時の払込金額(円) 4,800(注)3 同左 新株予約権の行使期間		中間会計期間末現在 (平成18年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年9月30日)
新株予約権の目的となる株式の数(株) 5,000(注)1、2 同左 (注)1、2	新株予約権の数(個)	50(注)1、2	同左(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円) 4,800(注)3 同左 新株予約権の行使期間 曽 平成20年5月1日 〒 平成23年4月30日 同左 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) 発行価格 4,800円 資本組入額 2,400円(注)4 同左 (以下「新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権の間報という。)は、権利行使時におい ても当社の執行役員、従業員 のいずれかの地位を保有して いる場合に限り新株予約権を 行使することができる。ただ し、執行役員が任期満了により退職した場合、従業員ができる。ただ し、執行役員が任期満了により退した場合、従業員のとはない。 (2) 新株予約権は、組続人1 人に限り相続できるものとする。ただい、あらかじめ新株 予約権者が所定の書面により、相続人による権利行使を 希望しない旨を申し出ていた場合は、この限りではない。 (3) その他の条件に、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権を譲渡する場合は、同た	新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000(注)1、2	同左 (注)1、2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) 発行価格 4,800円 資本組入額 2,400円(注) 4 同左 (以下「新株予約権書」という。) は、権利行使時におい ても当社の執行役員、従業員 のいずれかの地位を保有して いる場合に限り新株予約権を 行使することができる。ただし、執行役員が任期満了が定 年により退職した場合、従業員のとはない。 (2) 新株予約権の行使の条件 (2) 新株予約権者が死亡した場合、 会、新株予約権は、相続人 1 人に限り相続できるものとする。ただし、あらかじめ新株 予約権者が所定の書面により、相続人による権利行使を 希望しない旨を申し出ていた場合は、この限りではない。 (3) その他の条件は、取締役会決 議に基づき、当社と新株予約 権者との間で締結する「新株 予約権割当契約書」に定める ところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡する場合は、同左	新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,800(注)3	同左
株式の発行価格及び資本組入額(円) (1) 新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」とい う。)は、権利行使時におい ても当社の執行役員、従業員 のいずれかの地位を保有して いる場合に限り新株予約権を 行使することができる。ただ し、執行役員が任期満了によ り退任した場合、従業員が定 年により退職した場合、その 他合理的な理由のある場合は この限りではない。 (2) 新株予約権は、相続人 1 人に限り相続できるものとす る。ただし、あらかじめ新株 予約権者が所定の書面によ り、相続人による権利行使を 希望しない旨を申し出ていた 場合は、この限りではない。 (3) その他の条件は、取締役会決 議に基づき、当社と新株予約 権者との間で締結する「新株 予約権割当契約書」に定める ところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の行使期間		同左
(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の執行役員、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、その他合理的な理由のある場合はこの限りではない。 (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権は、相続人1人に限り相続できるものとする。ただし、あらかじめ新株予約権は、相続人であかじめ新株予約権者が所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出ていた場合は、この限りではない。 (3)その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 新株予約権の譲渡に関する事項		発行価格 4,800円 資本組入額 2,400円(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項 コード・コード・コード・コード・コード 同左	新株予約権の行使の条件	(以) ういっというでは、大きないのでは、は、はいいのではいいので	同左
	新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	代用払込みに関する事項		-

- (注) 1.新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
 - 2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整するものといたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3.新株予約権発行日後に、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = 調整前払込金額× 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替えるものといたします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額×無務行株式数 + 新規発行前の株価調整後払込金額 = 調整前払込金額×既発行株式数 + 新規発行による増加株式数

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金 額の調整を行います。

4.ストックオプションの行使時に新株予約権者に交付される株式は、当社が保有する自己株式で充当される可能性があります。

平成18年4月26日臨時株主総会決議(第4回新株予約権)

	中間会計期間末現在(平成18年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年9月30日)
新株予約権の数(個)	240(注)1、2	同左(注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000(注)1、2	同左(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,800(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年5月1日 至 平成27年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,800円 資本組入額 2,400円(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(1) (1) 株、象に条。会独計す 画円た益の整付取締る者いにお以を予本期対項 社損算 に以場目とは与締役のをおいたとでに()株、象に条。会独計す 画門た益の整付取締がより、な、化修す象「損傷をあるるン兼の下達的対策を対したでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	同左

	中間会計期間末現在 (平成18年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年9月30日)
	(2) 新株予約権者は、権利行使時	
	において当社の執行役員の地	
	位を保有している場合に限り	
	新株予約権を行使することが	
	できる。ただし、新株予約権	
	者が任期満了により当社執行	
	役員の地位を退任した場合に	
	は、当該退任した新株予約権	
	者は、当社執行役員の地位に	
	あった期間に応じてあらかじ	
	め取締役会が定める基準によ	
	り決定する新株予約権の個数	
	を上限として、当該新株予約	
	権者の退任時に取締役会が承	
	認する個数の新株予約権を、	
新株予約権の行使の条件	退任後も行使できる(ただ	同左
	し、他の権利行使条件がすべ	
	て充足されることを要す)。	
	(3) 新株予約権者が死亡した場	
	合、新株予約権は、相続人1	
	人に限り相続できるものとす	
	る。ただし、あらかじめ新株	
	予約権者が所定の書面によ	
	り、相続人による権利行使を	
	希望しない旨を申し出ていた	
	場合は、この限りではない。	
	(4) その他の条件は、取締役会決	
	議に基づき、当社と新株予約	
	権者との間で締結する「新株	
	予約権割当契約書」に定める	
	ところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

- (注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
 - 2.当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整するものといたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3.新株予約権発行日後に、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = 調整前払込金額× 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によ る場合を除く。)は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げま す。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除し た数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処 分金額」と読み替えるものといたします。

			既発行株式数	女 +	新規系	论行株式数	×	1株当り払込金額
調整後払込金額	=	調整前払込金額×	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			新規系	行前	がの株価
则正及以处亚识	_	明正的心心正识人	既発行核	未式数	<u>+</u>	新規発行に	よる	増加株式数

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金 額の調整を行います。

4 . ストックオプションの行使時に新株予約権者に交付される株式は、当社が保有する自己株式で充当される可能性があり ます。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年7月31日	-	3,780,000		303,000	-	-

(4)【大株主の状況】

平成18年7月31日現在

平成18年 / 月				
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)	
G P ファンド (業務執行組合員フェニックス・キャピタル株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビル9階	1,289,600	34.12	
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町5番6号	760,000	20.11	
ゴールドパック株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目22番10号	754,400	19.96	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	40,200	1.06	
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町 1 - 1	28,700	0.76	
資産管理サービス信託銀行㈱ (金銭信託課税口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 -12晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟	16,500	0.44	
日本証券金融株式会社(業務口)	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 2 -10	12,400	0.33	
谷村 幸男	大阪府枚方市出屋敷元町	11,000	0.29	
ダイドードリンコ株式会社	大阪府大阪市北区中之島2丁目2-7	10,000	0.26	
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	10,000	0.26	
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町 1 丁目13-2	10,000	0.26	
東洋製罐株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目3-1	10,000	0.26	
日本テトラパック株式会社	東京都千代田区紀尾井町 6番12号	10,000	0.26	
協同乳業株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番2号	10,000	0.26	
株式会社ハマキョウレックス	静岡県浜松市寺脇町1701番地の1	10,000	0.26	
片岡物産株式会社	東京都港区新橋 6 丁目21-6	10,000	0.26	
計	-	2,992,800	79.17	

(5)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成18年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 754,400	-	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,025,600	30,256	同上
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	3,780,000	-	-
総株主の議決権	-	30,256	-

【自己株式等】

平成18年7月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ゴールドパック 株式会社	ルドパック 米京即八台区道名		-	754,400	19.96
計	-	754,400	-	754,400	19.96

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	-	1	6,030	4,670	3,240	3,260
最低(円)	-	-	4,510	3,330	2,875	2,435

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成18年4月18日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1)新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役社長 (代表取締役)	社長執行役員	取締役 (代表取締役)	副社長執行役員 兼執行統括責任者	五十嵐 芳 昭	平成18年9月14日
取締役相談役	-	取締役 (代表取締役)	社長執行役員	幡 鎌 武 夫	平成18年9月14日

第5【経理の状況】

1.中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年2月1日から平成17年7月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年2月1日から平成18年7月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成17年2月1日から平成17年7月31日まで)の中間財務諸表については中央青山監査法人により中間監査を受け、また、当中間会計期間(平成18年2月1日から平成18年7月31日まで)の中間財務諸表については新日本監査法人により中間監査を受けております。

当社の会計監査人は次のとおり交代しております。

前中間会計期間 中央青山監査法人

当中間会計期間 新日本監査法人

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成18年3月15日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3.中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成17年7月31日)		当中間会計期間末 (平成18年7月31日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年1月31日)		対照表)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)										
流動資産										
1.現金及び預金		1,728,485			1,584,795			1,708,550		
2 . 受取手形	3	153,068			107,615			109,799		
3 . 売掛金		12,883,761			9,366,598			5,853,877		
4.たな卸資産		2,228,235			2,205,289			2,327,362		
5 . 繰延税金資産		156,465			139,359			140,019		
6 . その他		163,890			143,668			132,093		
貸倒引当金		9,100			6,600			4,100		
流動資産合計			17,304,807	52.2		13,540,726	46.1		10,267,601	39.4
固定資産										
(1)有形固定資産	1									
1 . 建物	2	3,969,762			3,858,771			3,978,257		
2.構築物	2	336,262			295,218			314,234		
3 . 機械及び装置	2	4,220,471			4,152,336			3,998,278		
4 . 土地	2	6,359,703			6,359,703			6,359,703		
5 . 建設仮勘定		10,950			4,357			125,918		
6 . その他		156,937			152,283			158,797		
有形固定資産合計			15,054,087	45.4		14,822,671	50.5		14,935,189	57.2
(2)無形固定資産										
1 . ソフトウェア		133,276			192,365			148,261		
2 . その他		6,863			52,702			6,724		
無形固定資産合計			140,139	0.4		245,067	0.8		154,986	0.6
(3)投資その他の資産										
1.投資有価証券	2	330,920			471,613			435,070		
2 . 繰延税金資産		29,174			-			-		
3 . その他		323,266			316,727			319,122		
貸倒引当金		31,911			31,911			31,911		
投資その他の資産合 計			651,449	2.0		756,429	2.6		722,280	2.8
固定資産合計			15,845,676	47.8		15,824,168	53.9		15,812,456	60.6
資産合計			33,150,484	100.0		29,364,895	100.0		26,080,058	100.0

		前中間会計期間末 (平成17年7月31日)		当中間会計期間末 (平成18年7月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年1月31日)				
区分	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)										
流動負債										
1.買掛金		10,231,532			6,413,703			4,330,103		
2 . 1年以内返済予定 の長期借入金	2	1,344,000			1,344,000			1,344,000		
3 . 未払金		2,125,532			1,397,130			1,447,367		
4 . 未払費用		399,297			334,517			298,255		
5 . 未払法人税等		423,004			289,214			211,584		
6 . 未払消費税等	4	62,270			47,914			-		
7.賞与引当金		210,504			219,246			212,188		
8 . その他		86,831			69,382			18,193		
流動負債合計			14,882,972	44.9		10,115,108	34.4		7,861,693	30.2
固定負債										
1 . 長期借入金	2	10,763,000			9,419,000			10,091,000		
2 . 繰延税金負債		-			59,838			43,561		
3 . 退職給付引当金		48,777			53,450			51,021		
4.役員退職慰労引当金		71,462			54,167			78,592		
5 . その他		26,299			12,481			12,990		
固定負債合計			10,909,538	32.9		9,598,936	32.7		10,277,166	39.4
負債合計			25,792,511	77.8		19,714,045	67.1		18,138,859	69.6
(資本の部)										
資本金			303,000	0.9		-	-		303,000	1.2
資本剰余金										
1 . その他資本剰余金		-			-			239,820		
資本剰余金合計			-	-		-	-		239,820	0.9
利益剰余金										
1.利益準備金		75,750			-			75,750		
2 . 任意積立金		7,046,152			-			7,046,152		
3.中間(当期)未処 分利益		1,284,592			-			1,391,225		
利益剰余金合計			8,406,494	25.4		-	-		8,513,127	32.6
その他有価証券評価 差額金			94,334	0.3		-	-		155,677	0.6
自己株式			1,445,857	4.4		-	-		1,270,426	4.9
資本合計			7,357,972	22.2		-	-		7,941,199	30.4
負債・資本合計			33,150,484	100.0		-	-		26,080,058	100.0

(%) 金融(TF3) (%) (%) 金融(TF3) (%) 金融(TF3) (%) 4.1				間会計期間末 17年7月31日)		間会計期間末 18年 7 月31日)	前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年1月31日)		対照表
株主資本 1 資本金 2 資本剰余金 1,200,231 1,200,231 2	区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)		金額 (千円)	構成比 (%)
1 資本金 - - 303,000 1.0 -	(純資産の部)										
2 資本剰余金 (1) その他資本剰余金音 - 1,200,231 - <t< th=""><th>株主資本</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></t<>	株主資本										
(1) その他資本剰余金 - 1,200,231 - 資本剰余金合計 - 1,200,231 4.1 3 利益剰余金 - 75,750 - (1) 利益準備金(2) その他利益剰余金 - 100,000 - 特別償却準備金別途積立金 - 6,860,000 - 燥越利益剰余金 - 1,791,901 - 利益剰余金合計 - - 8,879,842 30.3 4 自己株式 - 908,962 3.1 - 株主資本合計評価、換算差額等 - 9,474,111 32.3 - 1 その他有価証券評価差額金評価・換算差額等合計 - - 176,738 0.6 - 1 76,738 0.6 - - 1 76,738 0.6 - -	1 資本金			-	-		303,000	1.0		-	-
金 資本剰余金合計 - 1,200,231 4.1 - 3 利益剰余金 - 75,750 - - (2) その他利益剰余金 製品保証積立金 特別償却準備金 別途積立金 規超利益剰余金合計 - 100,000 52,191 6,860,000 - - - 利益剰余金合計 - 8,879,842 30.3 - 4 自己株式 株主資本合計 評価・換算差額等 - 908,962 3.1 - 1 その他有価証券評価・換算差額等 - 176,738 0.6 - - 1 76,738 0.6 - - - 1 76,738 0.6 - -	2 資本剰余金										
3 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 製品保証積立金 特別償却準備金 り			-			1,200,231			-		
(1) 利益準備金 - 75,750 - (2) その他利益剰余金 - 100,000 - 特別償却準備金 - 52,191 - 別途積立金 - 6,860,000 - 繰越利益剰余金合計 - 8,879,842 30.3 4 自己株式 - - 908,962 3.1 株主資本合計 - - 9,474,111 32.3 評価・換算差額等 - 176,738 0.6 - 評価・換算差額等合計 - - 176,738 0.6 -	資本剰余金合計			-	-		1,200,231	4.1		-	-
(2) その他利益剰余金 製品保証積立金 特別償却準備金 別途積立金 機越利益剰余金 利益剰余金合計 4 自己株式 株主資本合計	3 利益剰余金										
金 製品保証積立金 - 100,000 - 特別償却準備金 - 52,191 - 別途積立金 - 6,860,000 - 規越利益剰余金 - 1,791,901 - 利益剰余金合計 - - 8,879,842 30.3 - 4 自己株式 - - 908,962 3.1 - 株主資本合計 - - 9,474,111 32.3 - 評価・換算差額等 - - 176,738 0.6 - - 評価・換算差額等合計 - - - 176,738 0.6 - - 計 - - - - - - -	(1) 利益準備金		-			75,750			-		
特別償却準備金 別途積立金 繰越利益剰余金 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -											
別途積立金 - 6,860,000 - 規益剰余金合計 - 8,879,842 30.3 - 4 自己株式 - 908,962 3.1 - 株主資本合計 - 9,474,111 32.3 - 1 その他有価証券評価差額金 - 176,738 0.6 - - 評価・換算差額等合計 - 176,738 0.6 - -	製品保証積立金		-			100,000			-		
繰越利益剰余金 - 1,791,901 - 利益剰余金合計 - - 8,879,842 30.3 - 4 自己株式 - - 908,962 3.1 - 株主資本合計 - - 9,474,111 32.3 - 評価・換算差額等 - - 176,738 0.6 - - 評価・換算差額等合計 - - 176,738 0.6 - -	特別償却準備金		-			52,191			-		
利益剰余金合計 - - 8,879,842 30.3 - - 4 自己株式 - - 908,962 3.1 - - 株主資本合計 - - 9,474,111 32.3 - - 1 その他有価証券評価差額金 - - 176,738 0.6 - - 評価・換算差額等合計 - - 176,738 0.6 - -	別途積立金		-			6,860,000			-		
4 自己株式 908,962 3.1	繰越利益剰余金		-			1,791,901			-		
株主資本合計 9,474,111 32.3	利益剰余金合計			-	-		8,879,842	30.3		-	-
評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金	4 自己株式			-	-		908,962	3.1		-	-
1 その他有価証券評価差額金 176,738 0.6 評価・換算差額等合計 176,738 0.6	株主資本合計			-	-		9,474,111	32.3		-	-
価差額金 評価・換算差額等合 計 176,738 0.6	評価・換算差額等										
計 170,736 0.0				-	-		176,738	0.6		-	-
				-	-		176,738	0.6		-	-
純資産合計	純資産合計			-	-		9,650,850	32.9		-	-
負債純資産合計 29,364,895 100.0	負債純資産合計			-	-	,	29,364,895	100.0		-	-

【中間損益計算書】

1 中间换盆门		<u>≥4</u> →	ᆲᄼᅪᄪᇛ		317 ct	1800年1888年		- 共東光ケス	まの悪め提出さ	公事
		(自 平)	·間会計期間 成17年 2 月 1 成17年 7 月31		当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比(%)
売上高	7		23,666,577	100.0		21,850,279	100.0		43,766,070	100.0
売上原価			20,118,228	85.0		18,840,094	86.2		37,875,877	86.5
売上総利益			3,548,349	15.0		3,010,184	13.8		5,890,193	13.5
販売費及び一般管理 費			2,247,509	9.5		2,102,334	9.6		4,237,964	9.7
営業利益			1,300,839	5.5		907,849	4.2		1,652,228	3.8
営業外収益	1		14,535	0.1		11,598	0.0		23,264	0.0
営業外費用	2		303,971	1.3		106,660	0.5		391,435	0.9
経常利益			1,011,403	4.3		812,788	3.7		1,284,056	2.9
特別利益	3		400	0.0		140	0.0		4,142	0.0
特別損失	4 • 5		103,407	0.5		63,999	0.3		128,672	0.3
税引前中間(当 期)純利益			908,396	3.8		748,928	3.4		1,159,527	2.6
法人税、住民税及 び事業税		407,825			297,785			453,123		
法人税等調整額		43,705	364,120	1.5	2,660	300,445	1.3	3,895	457,019	1.0
中間(当期)純利 益			544,275	2.3		448,482	2.1		702,508	1.6
前期繰越利益			1,305,420			-			1,305,420	
中間配当額			-			-			51,600	
自己株式消却額			565,103			-			565,103	
中間(当期)未処 分利益			1,284,592			-			1,391,225	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自平成18年2月1日 至平成18年7月31日)

		株主資本									
		資本乗	余金			利益	益剰余金				
	資本金				その他利益剰余金					自己株式	株主資本
	貝华並	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準 備金	製品保証積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	自己体系	合計
平成18年 1 月31日 残高 (千円)	303,000	239,820	239,820	75,750	100,000	86,152	6,860,000	1,391,225	8,513,127	1,270,426	7,785,521
中間会計期間中の変動 額											
特別償却準備金の取 崩(注)(千円)						33,961		33,961	-		-
剰余金の配当(注) (千円)								81,768	81,768		81,768
中間純利益(千円)								448,482	448,482		448,482
自己株式の処分 (千円)		960,410	960,410							361,464	1,321,875
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額(純額) (千円)											
中間会計期間中の変動 額合計 (千円)	-	960,410	960,410	-	-	33,961	-	400,676	366,714	361,464	1,688,589
平成18年7月31日 残高(千円)	303,000	1,200,231	1,200,231	75,750	100,000	52,191	6,860,000	1,791,901	8,879,842	908,962	9,474,111

	評価・換	算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	代貝庄口 司
平成18年1月31日 残高(千円)	155,677	155,677	7,941,199
中間会計期間中の変動 額			
特別償却準備金の取 崩(注)(千円)			•
剰余金の配当(注) (千円)			81,768
中間純利益(千円)			448,482
自己株式の処分 (千円)			1,321,875
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額(純額) (千円)	21,061	21,061	21,061
中間会計期間中の変動 額合計(千円)	21,061	21,061	1,709,650
平成18年7月31日 残高(千円)	176,738	176,738	9,650,850

⁽注)平成18年4月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
営業活動によるキャッシュ・フ ロー					
税引前中間(当期)純利益		908,396	748,928	1,159,527	
減価償却費		750,054	719,327	1,526,587	
減損損失		97,657	-	97,657	
長期前払費用償却額		5,870	2,231	6,782	
貸倒引当金の増加額(減少額)		6,748	2,500	1,748	
賞与引当金の増加額(減少額)		815	7,058	2,499	
退職給付引当金の増加額(減少 額)		2,917	2,428	5,162	
役員退職慰労引当金の増加額(減少額)		26,890	24,425	19,760	
受取利息及び受取配当金		2,685	2,671	4,709	
支払利息		121,282	78,777	204,297	
固定資産除却損		2,055	8,542	31,015	
固定資産売却益		400	-	400	
売上債権の減少額(増加額)		6,163,886	3,510,537	909,266	
たな卸資産の減少額(増加額)		258,778	122,072	357,904	
仕入債務の増加額(減少額)		5,284,957	2,083,599	616,470	
未払消費税等の増加額 (減少 額)		33,067	47,914	95,337	
その他		641,234	77,835	92,104	
小計		1,336,280	363,582	2,757,857	
利息及び配当金の受取額		2,685	2,671	4,709	
利息の支払額		162,635	79,000	247,722	
法人税等の支払額		455,245	207,828	735,982	
営業活動によるキャッシュ・フ ロー		721,085	79,425	1,778,860	

		前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フ ロー				
有形固定資産の取得による支出		457,208	714,249	1,194,040
有形固定資産の売却による収入		500	-	500
無形固定資産の取得による支出		24,990	55,995	48,785
投資有価証券の取得による支出		1,223	1,205	2,449
長期前払費用の取得による支出		-	-	7,134
その他		1,585	163	1,210
投資活動によるキャッシュ・フ ロー		481,337	771,287	1,250,700
財務活動によるキャッシュ・フ ロー				
長期借入れによる収入		7,845,000	-	7,845,000
長期借入金の返済による支出		9,017,000	672,000	9,689,000
自己株式の処分による収入		-	1,321,875	415,251
配当金の支払額		-	81,768	51,600
財務活動によるキャッシュ・フ ロー		1,172,000	568,107	1,480,348
現金及び現金同等物の増加額 (減少額)		932,252	123,754	952,188
現金及び現金同等物の期首残高		2,660,738	1,708,550	2,660,738
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	1	1,728,485	1,584,795	1,708,550

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

11-383 5884 2011 75	はのための基本となる里安な事項 			
項目	前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	
1. 資産の評価基準及び	(1)その他有価証券	(1)その他有価証券	(1)その他有価証券	
評価方法	時価のあるもの	時価のあるもの	時価のあるもの	
	中間決算日の市場価格等に基	中間決算日の市場価格等に基	期末日の市場価格等に基づく	
	づく時価法(評価差額は全部資	づく時価法(評価差額は全部純	時価法(評価差額は全部資本直	
	本直入法により処理し、売却原	資産直入法により処理し、売却	入法により処理し、売却原価は	
	価は移動平均法により算定)を	原価は移動平均法により算定)	移動平均法により算定)を採用	
	採用しております。	を採用しております。	しております。	
	時価のないもの	時価のないもの	時価のないもの	
	移動平均法による原価法を採	同左	同左	
	用しております。			
	(2)たな卸資産	(2)たな卸資産	(2)たな卸資産	
	製品、原材料	同左	同左	
	移動平均法による原価法を採			
	用しております。			
	貯蔵品			
	重油等			
	移動平均法による原価法を			
	採用しております。			
	機械部品			
	最終仕入原価法を採用して			
	おります。			
2.固定資産の減価償却	(1)有形固定資産	(1)有形固定資産	(1)有形固定資産	
の方法	定率法によっております。但	同左	同左	
	し、建物(建物附属設備は除			
	く)については定額法を採用し			
	ております。			
	なお、主な耐用年数は以下の			
	とおりであります。			
	建物 2~31年			
	構築物 7~30年			
	機械及び装置 4~10年			
	車両運搬具 2~5年			
	工具、器具及び備品 4~15年			
	 (2)無形固定資産	 (2)無形固定資産	(2)無形固定資産	
	定額法を採用しております。	同左	同左	
	なお、自社利用のソフトウェア			
	については、社内における利用			
	可能期間(5年)に基づく定額			
	法によっております。			
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	

項目	前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、 一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能	(1)貸倒引当金 同左	(1)貸倒引当金 同左
	性を検討し、回収不能見込額を 計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与に充て るため、支給見込額に基づき計	(2)賞与引当金 同左	(2)賞与引当金 同左
	上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務の見込額に基づき、当 中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発	(3)退職給付引当金 同左	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務の見込額に基づき計上 しております。 数理計算上の差異は、その発 生時の従業員の平均残存勤務期 間内の一定の年数(15年)によ
	生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により翌年から費用処理することとしております。 (4)役員退職慰労引当金取締役、監査役及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左	る定額法により翌年から費用処理することとしております。 (4)役員退職慰労引当金 取締役、監査役及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5 . 中間キャッシュ・フロー計算書 (キャッシュ・フロー計算書) における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到来する短 期投資からなっております。	同左	同左
6 . その他中間財務諸表 (財務諸表)作成の ための基本となる重 要な事項	(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左	(1)消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 平成17年2月1日 (自 平成17年2月1日 (自 平成18年2月1日 (自 至 平成17年7月31日) 至 平成18年7月31日) 至 平成18年1月31日) (固定資産の減損に係る会計基準) (固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資 産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会 平成14年8月9 書」(企業会計審議会 平成14年8月9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日) が平成16年3月31日に終 平成15年10月31日)が平成16年3月31日に終 了する事業年度に係る財務諸表から適用でき 了する事業年度に係る財務諸表から適用でき ることになったことに伴い、当中間会計期間 ることになったことに伴い、当事業年度から から同会計基準及び同適用指針を適用してお 同会計基準及び同適用指針を適用しておりま ります。これにより税引前中間純利益は す。これにより税引前当期純利益は97,657千 97,657千円減少しております。 円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後 なお、減損損失累計額については、改正後 の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額 の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から から直接控除しております。 直接控除しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純 資産の部の表示に関する会計基準」(企業 会計基準第5号 平成17年12月9日)及び 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準等の適用指針」(企業会計基準適 用指針第8号平成17年12月9日)を適用し ております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は 9,650,850千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正によ り、当中間会計期間における中間貸借対照 表の純資産の部については、改正後の中間 財務諸表等規則により作成しております。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)
「地方税法等の一部を改正する法律」(平		「地方税法等の一部を改正する法律」(平
成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公		成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公
布され、平成16年4月1日以降に開始する事		布され、平成16年4月1日以降に開始する事
業年度より外形標準課税制度が導入されたこ		業年度より外形標準課税制度が導入されたこ
とに伴い、当中間会計期間から「法人事業税		とに伴い、当事業年度から「法人事業税にお
における外形標準課税部分の損益計算書上の		ける外形標準課税部分の損益計算書上の表示
表示についての実務上の取扱い」(平成16年		についての実務上の取扱い」(平成16年2月
2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報		13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第
告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割		12号)に従い、法人事業税の付加価値割およ
および資本割を販売費及び一般管理費に計上		び資本割を販売費及び一般管理費に計上して
しております。		おります。
この結果、販売費及び一般管理費が14,303		この結果、販売費及び一般管理費が24,018
千円増加し、営業利益、経常利益および税引		千円増加し、営業利益、経常利益および税引
前中間純利益が14,303千円減少しておりま		前当期純利益が24,018千円減少しておりま
す。		す。



注記事項

(中間貸借対昭表関係)

### 第年度来 (平成17年7月31日) 1 有形固定資産の減価優却累計額は次の とおりです。 18,785,662干円 2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物 3,962,343干円機械及び装置 2,719,528干円 土地 6,359,305干円投資有価証券 271,052干円計 13,608,347干円担保付債務核は次のとおりであります。 1 年以內返済予定 1,344,000千円長期借入金 10,763,000千円計 12,107,000千円配削末日満期手形中間期末日満期手形中間期末日満期手形中間期末日満期手形の会計処理については、当中間の外に同じたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 受取手形 21,433千円 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 計算税等の取扱いは次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 計算税等の取扱いは次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 計算税等の取扱いは次のとおりであります。		中間負借刃照表	I) 1余)						
とおりです。									
18,785,662千円 2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物 3,962,343千円 構築物 296,118千円 機械及び装置 2,719,528千円 土地 6,359,305千円 投資有価証券 271,052千円 計 13,608,347千円 担保付債務は次のとおりであります。 1年以内返済予定 1,344,000千円 計 12,107,000千円 計 10,763,000千円 計 11,435,000千円 計 10,763,000千円 計 10,763,000千円 計 10,763,000千円 計 10,763,000千円 計 11,435,000千円 11,43	1 有刑	形固定資産の減価償	賞却累計額は次の	1	有形固定資産の	減価償却累計額は次の	1	有形固定資産の減値	「償却累計額は次の
2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物 機械及び装置 土地 免債有価証券 13,608,347千円 社保付債務は次のとおりであります。 258,974千円 機械及び装置 土地 免(359,305千円 投資有価証券 13,608,347千円 計 13,608,347千円 社保付債務は次のとおりであります。 271,052千円 計 計 13,608,347千円 計 日提保付債務は次のとおりであります。 土地 ・6,359,305千円 ・339,902千円 計 計 ・14年以内返済予定 の長期借入金 ・7、日本以内返済予定 り機期借入金 ・9,419,000千円 計 計 10,763,000千円 1年以内返済予定 ・1,444,000千円 ・長期借入金 ・9,419,000千円 計 計 計 10,763,000千円 1年以内返済予定 ・1,344,000千円 ・長期借入金 ・9,419,000千円 計 計 10,763,000千円 1年以内返済予定 ・月、日本に対定済予定 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しております。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりであります。 ・日、日本に対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しながあります。 ・日、日本に対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しなのであります。 ・日、日本に対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しなのであります。 ・日、日本に対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しなのでありに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しておりに対しなのでありに対しておりに対しなのでありに対しなのでありに対しなのでありに対しなのでありに対しなのでありに対しなのでありに対しておりに対しなのでありに対しなのでありに対	とおり	りです。			とおりです。			こおりです。	
担保に供している資産は次のとおりであります。 建物 3,962,343千円 構築物 296,118千円 機械及び装置 2,719,528千円 推築物 258,974千円 機械及び装置 2,719,528千円 土地 6,359,305千円 投資有価証券 271,052千円 計 13,608,347千円 担保付債務は次のとおりであります。 1年以付債務は次のとおりであります。 1年以内返済予定 0長期借入金 10,763,000千円 計 12,107,000千円 計 10,763,000千円 計 10,763,0			18,785,662千円			19,685,117千円			19,102,790千円
あります。 連物 3,962,343千円 横築物 296,118千円 横築物 296,118千円 横築物 296,118千円 横築物 296,118千円 横線物 258,974千円 横線及び装置 2,719,528千円 土地 6,359,305千円 投資有価証券 271,052千円 土地 6,359,305千円 投資有価証券 271,052千円 土地 6,359,305千円 投資有価証券 271,052千円 土地 6,359,305千円 投資有価証券 339,902千円 計 13,608,347千円 担保付債務は次のとおりであります。 1年以内返済予定 1,344,000千円 長期借入金 10,763,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 10,763,000千円 計 10,763,000千円 計 10,763,000千円 計 11,435,000千円 計 1	2 担任	保資産及び担保付債		2	担保資産及び担	保付債務	2	担保資産及び担保付	计 債務
建物 3,962,343千円 横築物 296,118千円 機械及び装置 2,719,528千円 土地 6,359,305千円 投資有価証券 271,052千円 計 13,608,347千円 担保付債務は次のとおりであります。 1年以内返済予定 1,344,000千円 長期借入金 10,763,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 3 中間期末日満期手形の会計処理につい では、当中間会計期間の末日は金融機関 の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当中間 期末日満期手形の金額は次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相	担任	保に供している資産	産は次のとおりで		担保に供してい	る資産は次のとおりで		担保に供している資	産は次のとおりで
構築物 296,118千円 機械及び装置 2,719,528千円 土地 6,359,305千円 土地 6,359,305千円 投資有価証券 271,052千円 計 13,608,347千円 担保付債務は次のとおりであります。 1年以内返済予定 1,344,000千円 長期借入金 10,763,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 10,763,000千円 計 11,435,000千円 計	ありま	ます。		ā	あります。		ā	あります。	
機械及び装置 2,719,528千円 土地 6,359,305千円 投資有価証券 271,052千円 計 13,608,347千円 担保付債務は次のとおりであります。 1年以内返済予定 1,344,000千円 長期借入金 10,763,000千円 計 12,107,000千円 計 13,618,000千円 計 12,107,000千円 計 10,763,000千円 計 11,435,000千円 計 10,763,000千円 計 10,763,000千円 計 11,435,000千円 計 11,435,000千円 計 11,435,000千円 計 12,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 同左	建物	物	3,962,343千円		建物	3,851,784千円		建物	3,971,059千円
土地 6,359,305千円 投資有価証券 土地 6,359,305千円 投資有価証券 土地 6,359,305千円 投資有価証券 土地 6,359,305千円 投資有価証券 土地 6,359,305千円 投資有価証券 土地 6,359,305千円 投資有価証券 大道有価証券 339,902千円 計 土地 6,359,305千円 投資有価証券 投資有価証券 364,450千円 計 計 13,615,002千円 計 担保付債務は次のとおりであります。 担保付債務は次のとおりであります。 担保付債務は次のとおりであります。 1年以内返済予定 の長期借入金 1,344,000千円 長期借入金 1,344,000千円 長期借入金 1,44,000千円 長期借入金 1,44,000千円 長期借入金 1,44,000千円 計 11,435,000千円 3 中間期末日満期手形の会計処理につい ては、当中間関連に決済が行われたものとして処理しております。当中間 期末日満期手形の金額は次のとおりであります。 3 3 3 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 4 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 1 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 1 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 4 1	構築	築物	296,118千円		構築物	258,974千円		構築物	276,338千円
投資有価証券 271,052千円 計 13,608,347千円 計 13,608,347千円 担保付債務は次のとおりであります。 1年以内返済予定 の長期借入金 10,763,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 10,763,000千円 計 11,435,000千円	機材	械及び装置	2,719,528千円		機械及び装置	2,703,167千円		機械及び装置	2,643,848千円
計 13,608,347千円 担保付債務は次のとおりであります。 1 年以内返済予定 1,344,000千円 長期借入金 10,763,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 計 12,107,000千円 では、当中間会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当中間期末日満期手形の金額は次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相	土井	地	6,359,305千円		土地	6,359,305千円		土地	6,359,305千円
担保付債務は次のとおりであります。 1 年以内返済予定	投資	資有価証券	271,052千円		投資有価証券	339,902千円		投資有価証券	364,450千円
1年以内返済予定 の長期借入金 財債入金 計 1,344,000千円 長期借入金 10,763,000千円 計 1年以内返済予定 長期借入金 10,763,000千円 計 1,344,000千円 長期借入金 9,419,000千円 計 1年以内返済予定 の長期借入金 長期借入金 10,091,000千円 計 1,344,000千円 長期借入金 10,091,000千円 計 3 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理につい ては、当中間会計期間の末日は金融機関 の休日でしたが、満期日に決済が行われ たものとして処理しております。当中間 期末日満期手形の金額は次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 3		計	13,608,347千円		計	13,513,134千円		計	13,615,002千円
の長期借入金 1,344,000 下円	担任	保付債務は次のとま	ゔ りであります。		担保付債務は次	のとおりであります。		担保付債務は次のと	おりであります。
計 12,107,000千円 計 10,763,000千円 計 11,435,000千円 3 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、当中間会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当中間期末日満期手形の金額は次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 「仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 同左			1,344,000千円			定 1,344,000千円			1,344,000千円
3 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理につい ては、当中間会計期間の末日は金融機関 の休日でしたが、満期日に決済が行われ たものとして処理しております。当中間 期末日満期手形の金額は次のとおりであ ります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであり ます。 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 同左	長期	期借入金	10,763,000千円		長期借入金	9,419,000千円		長期借入金	10,091,000千円
中間期末日満期手形の会計処理については、当中間会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当中間期末日満期手形の金額は次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 同左		計	12,107,000千円		計	10,763,000千円		計	11,435,000千円
ては、当中間会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当中間期末日満期手形の金額は次のとおりであります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 6 点払消費税等及び仮受消費税等は、相 同左	3 中間	間期末日満期手形		3			3		
の休日でしたが、満期日に決済が行われ たものとして処理しております。当中間 期末日満期手形の金額は次のとおりであ ります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであり ます。 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 同左	中間	間期末日満期手形の	D会計処理につい						
たものとして処理しております。当中間 期末日満期手形の金額は次のとおりであ ります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであり ます。 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 同左	ては、	、当中間会計期間の	D末日は金融機関						
期末日満期手形の金額は次のとおりであ ります。 受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであり 4 消費税等の取扱いは次のとおりであり ます。	の休日	日でしたが、満期日	日に決済が行われ						
ります。 受取手形	たもの	のとして処理してお	おります。当中間						
受取手形 21,433千円 4 消費税等の取扱いは次のとおりであり 4 消費税等の取扱いは次のとおりであり ます。	期末日	日満期手形の金額に	は次のとおりであ						
4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 4 消費税等の取扱いは次のとおりであります。 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 同左	ります	す 。							
ます。 ます。	受耳	取手形	21,433千円						
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相同左	4 消費	費税等の取扱いは次	次のとおりであり	4	消費税等の取扱	いは次のとおりであり	4		
	ます。	•		ā	ます。				
殺のうえ、未払消費税等として表示して	仮打	払消費税等及び仮受	受消費税等は、相		同	左			
	殺の	うえ、未払消費税等	等として表示して						
おります。	おりま	ます。							

(中間損益計算書関係)

ております。

す。

なお、当資産グループの回収可能価額

は正味売却価額により測定しておりま

(4	間預益計	算書関係))								
	前中間会 自 平成17 ⁵ 至 平成17 ⁵)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)			前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)				
1 営業	外収益の主張	要項目は、次	えのとおり	1	1 営業外収益の主要項目は、次のとおり			1 営業外収益の主要項目は、次のとおり			
です。				7	ごす。			です。			
受取	利息		10千円		受取利息		6千円	受取	利息		17千円
受取	配当金		2,674千円		受取配当金		2,665千円	受取	配当金		4,691千円
空缶	等売却額		6,616千円		空缶等売却額		5,462千円	空缶	等売却額		9,629千円
2 営業	外費用の主	要項目は、次	てのとおり	2	営業外費用の主	要項目は	、次のとおり	2 営業:	外費用の主	要項目は、次	えのとおり
です。				7	ごす。			です。			
支払	利息	12	21,282千円		支払利息		78,777千円	支払	利息	20	4,297千円
	ジケートロ- 連費用	- 17	75,626千円		株式公開費用		21,907千円		ジケートロ [.] 連費用	- 17	75,625千円
3 特別	利益は、機材	戒及び装置売	記却益であ	3				3 特別	利益の主要は	項目は、固定	E資産受贈
ります。	.							益であ	ります。		
4 特別	損失の主要は	頁目は、次の	つとおりで	4	特別損失の主要	項目は、	次のとおりで	4 特別	損失の主要な	項目は、次の	つとおりで
す。				वृ	۲.			す。			
建物	除却損		233千円		機械及び装置除	却損	8,529千円	建物	除却損		4,714千円
機械	及び装置除去	却損	690千円		工具器具備品除	却損	13千円	構築	物除却損		357千円
車両:	車両運搬具除却損 18千円				固定資産除却損		8,542千円	機械	及び装置除る	却損 2	21,444千円
工具	器具備品除去	却損	1,112千円		製品回収費用		55,456千円	車両	運搬具除却	員	103千円
固定	資産除却損		2,055千円					工具	器具備品除	却損	4,394千円
減損	損失	g	7,657千円					固定	資産除却損	3	31,015千円
								減損:	損失	9	7,657千円
5 減損	損失			5				5 減損	損失		
当中	間会計期間に	こおきまして	て、当社は					当事	業年度にお	きまして、当	首社は以下
以下の	資産グループ	プについて派	減損損失を					の資産	グループに [・]	ついて減損損	美失を計上
計上し	ております。							してお	ります。		
場所	用途	種類	金額					場所	用途	種類	金額
松本工場 (長野県 松本市)	スタンデ ィングパ ウチ ラ イン	機械及び 装置	97,657 千円					松本工場 (長野県 松本市)	スタンデ ィングパ ウチ ラ イン	機械及び 装置	97,657 千円
当社	はキャッシュ	ュ・フローを	生み出す					当社	はキャッシ	ュ・フローを	生み出す
最小単	位として、第	製造(容器別	亅) ライン					最小单位	位として、賃	製造(容器別	刂) ライン
を基本	単位とし、i	遊休資産は個	固別物件を					を基本	単位とし、i	遊休資産は個	固別物件を
基本単	位としてグル	レーピングし	ておりま					基本单位	位としてグル	ルーピングし	ておりま
す。								す。			
パウチ飲料製品の廃番により、当該資							パウ	チ飲料製品の	の廃番により	0、当該資	
産グル	ープの帳簿(西額を回収回	丁能価額ま					産グル	ープの帳簿	価額を回収回	丁能価額ま
		少額を減損損						で減額	し、当該減少	少額を減損損	美
		して特別損ダ	ミに計上し					(97,6	57千円)と	して特別損労	きに計上し
マャロ								マ + い : こ :			

ております。

なお、当資産グループの回収可能価額

は正味売却価額により測定しておりま

前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)		
6 減価償却実施額は次のとおりです。	6 減価償却実施額は次のとおりです。	6 減価償却実施額は次のとおりです。		
有形固定資産 725,480千円	有形固定資產 690,713千円	有形固定資產 1,475,896千円		
無形固定資産 24,574千円	無形固定資産 28,613千円	無形固定資産 50,690千円		
7 売上高の季節的変動	7 売上高の季節的変動	7		
当社の売上高は、事業の性質上、上半	同左			
期の受注数が下半期に比べ割合が大きい				
ため、事業年度の上半期の売上高と下半				
期の売上高との間に著しい相違があり、				
上半期と下半期の業績に季節的変動があ				
ります。				



(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株 式数(株)	当中間会計期間減少株 式数(株)	当中間会計期間末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	3,780,000	-	-	3,780,000
合計	3,780,000	-	-	3,780,000
自己株式				
普通株式 (注)	1,054,400	-	300,000	754,400
合計	1,054,400	-	300,000	754,400

⁽注)普通株式の自己株式の減少300,000株は、自己株式の処分による減少であります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年4月26日 定時株主総会	普通株式	81,768	30	平成18年 1 月31日	平成18年 4 月27日

(2)基準日が当中間期に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間期末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年9月14日 取締役会	普通株式	90,768	利益剰余金	30	平成18年7月31日	平成18年10月20日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)		
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借		
中間貸借対照表に掲記されている科目の	中間貸借対照表に掲記されている科目の	対照表に掲記されている科目の金額との		
金額との関係	金額との関係	関係		
(平成17年7月31日現在)	(平成18年7月31日現在)	(平成18年1月31日現在)		
(千円)	(千円)	(千円)		
現金及び預金勘定 1,728,485	現金及び預金勘定 1,584,795	現金及び預金勘定 1,708,550		
現金及び現金同等物 1,728,485	現金及び現金同等物 1,584,795	現金及び現金同等物 1,708,550		



(リース取引関係)

(IJ -	- ス取引	関係)									
前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)				当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)			前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)				
1.リース物	件の所有権	重が借主に和	多転すると	1.リース物	件の所有権	重が借主に	多転すると	1.リース物	件の所有権	重が借主に	多転すると
認められる	もの以外の	ファイナン	ンス・リー	認められる	もの以外の	ファイナン	ンス・リー	認められる	もの以外の	ファイナン	ンス・リー
ス取引				ス取引				ス取引			
(1) リース	物件の取得	导価額相当 額	額、減価償	(1) リース	物件の取得	骨価額相当 額	額、減価償	(1) リース	物件の取得	骨価額相当 額	額、減価償
却累計額	i相当額及び	が中間期末列	浅高相当額	却累計額	相当額及び	が中間期末列	浅高相当額	却累計額	相当額及び	が期末残高	1当額
	取得価額相当額(千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)		取得価額相当額(千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)		取得価額相当額(千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
機械及び 装置	45,389	31,357	14,031	機械及び 装置	45,389	38,044	7,344	機械及び 装置	45,389	34,701	10,687
工具、器具 及び備品	72,365	59,866	12,499	工具、器具 及び備品	4,738	1,737	3,001	工具、器具 及び備品	77,158	72,269	4,888
合計	117,754	91,224	26,530	合計	50,127	39,782	10,345	合計	122,547	106,970	15,576
(注) 取得	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料			(注)	同左	<u> </u>		(注) 取得	· 	· 類は、未経i	 過リース料
中間期	末残高が有		産の中間期					期末残	高が有形固	定資産の類	期末残高等
末残高	等に占める	8割合が低い	ハため、支					に占め	る割合が低	tいため、3	支払利子込
払利子	込み法によ	り算定して	ておりま					み法に	より算定し	ております	す。
す。											
(2) 未経過	リース料中	門期末残高	高相当額等	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等			(2) 未経過リース料期末残高相当額等				
1 年内	l	16,	,184千円	1 年内		4,	927千円	1 年内	l	8,	806千円
1 年超	!	10,	,345千円	1 年超		5,	418千円	1 年超	<u> </u>	6,	770千円
合計	•	26,	,530千円	合計		10	,345千円	合計	•	15	576千円
(注) 未経	過リース料	斗中間期末列	浅高相当額	(注)	同左	Ξ		(注) 未経	過リース料	期末残高	目当額は、
は、未	経過リース	ス料中間期ま	末残高が有					未経過	リース料期	末残高が	有形固定資
形固定	資産の中間	別期末残高等	等に占める					産の期	末残高等に	占める割割	合が低いた
	割合が低いため、支払利子込み法によ								払利子込み	法により乳	算定してお
り算定しております。							ります				
(3)支払リース料及び減価償却費相当額			(3)支払リ	ース料及び	『減価償却 』	費相当額	(3) 支払リ	ース料及び	『減価償却 』	貴相当額	
支払リース料 11,296千円				ース料		408千円		ース料		,066千円	
減価償却費相当額 11,296千円			減価償却費相当額 7,408千円			減価償却費相当額 23,066千円			,066千円		
, -	(4)減価償却費相当額の算定方法			(4)減価償却費相当額の算定方法			(4)減価償却費相当額の算定方法				
		月年数とし、			同左	Ξ			同名	Ξ	
を零とす	る定額法に	こよっており	ります。								

(有価証券関係)

有価証券

前中間会計期間末(平成17年7月31日現在)

1 . その他有価証券で時価のあるもの

		前中間会計期間末 (平成17年7月31日)	
	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1)株式	142,640	300,920	158,280
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	142,640	300,920	158,280

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間会計期間末 (平成17年7月31日)				
	中間貸借対照表計上額(千円)				
(1)その他有価証券					
非上場株式	30,000				

当中間会計期間末(平成18年7月31日現在)

1 . その他有価証券で時価のあるもの

	当中間会計期間末 (平成18年7月31日)					
	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)			
(1)株式	145,071	441,613	296,541			
(2)債券	-	-	-			
(3)その他	-	-	-			
合計	145,071	441,613	296,541			

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	当中間会計期間末 (平成18年7月31日)	
	中間貸借対照表計上額(千円)	
(1)その他有価証券		
非上場株式	30,000	

前事業年度末(平成18年1月31日現在)

1 . その他有価証券で時価のあるもの

	前事業年度末 (平成18年1月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1)株式	143,866	405,070	261,204
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	143,866	405,070	261,204

2.時価評価されていない主な有価証券の内容

	前事業年度末 (平成18年1月31日)	
	貸借対照表計上額(千円)	
(1)その他有価証券		
非上場株式	30,000	

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日) 当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日) 当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日) 当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション関係)

当中間会計期間(自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)

1.ストック・オプションの内容及び規模

当中間会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
決議年月日	平成18年 4 月26日	平18年 4 月26日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 2名	当社執行役員 4名
ストック・オプションの付与数 (注)1	普通株式 5,000株	普通株式 24,000株
付与日	平成18年 4 月26日	平成18年 4 月26日
権利確定条件	(1)新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても当社の執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、その他合理的な理由のある場合はこの限りではない。	(1) 平成19年度までに確定した損益計算書において経常利益23億円以上を達成した場合。 (2) 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても当社の執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了により退任した場合には、当該退任した対象者は、当社執行役員の地位にあった期間に応じてあらかじめ取締役会が定める基準により決定する新株予約権の個数を上限として、当該新株予約権者の退任時に取締役会が承認する個数の新株予約権を、退任時も行使できる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年 5 月 1 日から平成23年 4 月30日	平成20年 5 月 1 日から平成27年 4 月30日
権利行使価格(円)	4,800	4,800
公正な評価単位(付与日)(円) (注)2	-	-

(注)1.株式数に換算して記載しております。

2.会社法の施行日以前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

2. 中間財務諸表への影響額

会社法の施行日以前に付与されたストック・オプションであるため、中間財務諸表への影響額はありません。

<u>次へ</u>

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日) 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日) 該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会 (自 平成17 至 平成17		当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)		(自 平成18年2月1日 (自 平成17年2月1日	
1株当たり純資産額	2,851.93円	1 株当たり純資産額	3,189.73円	1 株当たり純資産額	2,913.56円
1 株当たり中間純利益	全 210.96円	1 株当たり中間純利益	153.30円	1 株当たり当期純利益	268.50円
		潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益	151.58円		
なお、潜在株式調整	後1株当たり中間純利	当社株式は当中間会計期間中に上場したた		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利	
益については、新株予	約権残高はあります	め、1株当たり情報の算定	期間である当中間	益については、新株予約権残高はあります	
が、当社株式は非上場	であるため、期中平均	会計期間を通した期中平均	株価が把握できな	が、当社株式は非上場であ	るため期中平均株
株価が把握できません	ので記載しておりませ	いことから、上場後の期中	平均株価を当中間	価が把握できませんので記	載しておりませ
ん 。		会計期間を通した期中平均	株価とみなして潜	ん。	
		在株式調整後1株当たり中	間純利益を算定し		
		ております。			
当社は、平成17年7	月 7 日付で普通株式 1			当社は、平成17年7月7日付で普通株式	
株につき8株の株式分	割を行っております。	株につき8株の株式分割を行ってる		行っております。	
なお、当該株式分割	が前期首に行われたと	と なお、当該株式分割が前期首に		期首に行われたと	
仮定した場合の前事業	年度における 1 株当た			仮定した場合の前事業年度における1株当	
り情報については、以	下のとおりとなりま	り情報については、以下のとおりと		とおりとなりま	
す。		ुं चे .			
前中間会計期間	前事業年度	前事業年度		Ę	
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額			1株当たり純資産額	
2,544.24円	2,639.18円				2,639.18円
1株当たり中間純 利益	1 株当たり当期純 利益	1株当たり当期純利益			
205.16円	300.56円	300.50		300.56円	
なお、潜在株式調整	なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当			なお、潜在株式調整後 1 %	株当たり当期純利
期)純利益については、潜在株式が存在して				益については、潜在株式が	存在していないた
いないため記載してお	ため記載しておりません。			め記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	544,275	448,482 702,508	
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	
普通株式に係る中間(当期)純利益	544,275	448,482	702,508
(千円)	344,273	440,402	102,300
期中平均株式数(千株)	2,580	2,925	2,616
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	33	-
(うち新株予約権(千株))	(-)	(33)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調		第2回新株予約権	
整後1株当たり中間(当期)純利益の算		481個 潜在株式の数	
定に含めなかった潜在株式の概要		48,100株	
	-	第3回新株予約権 50個 潜在株式の数 5,000株	-
		第 4 回新株予約権 240個 潜在株式の数 24,000株	

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年2月1日 至 平成17年7月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 2 月 1 日 至 平成18年 7 月31日)	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)
		(自己株式の処分及び株式売出し)
		株式会社ジャスダック証券取引所への株式
		上場に際して、平成18年3月15日及び平成18
		年3月30日開催の取締役会において、下記の
		とおり自己株式の処分及び株式売出しを決議
		し、平成18年4月17日に払込が完了致しまし
		た。 この結果、平成18年4月18日付で自己株式
		処分差益は960,410千円増加しております。
		(1) 自己株式の処分について
		1.処分する株式の種類及び数
		普通株式 300,000株
		2.処分すべき株式の価額
		1 株につき3,655円
		3 . 処分方法
		売出しとし、(2)「株式売出しについて」
		に記載の株式売出しとあわせて行っておりま
		す。
		4 . 売出価格 1 株につき4,700円
		5 . 申込期間
		平成18年4月11日から平成18年4月13日
		まで
		6. 払込期日 平成18年4月17日
		7.受渡期日 平成18年4月18日
		8.資金の使途 設備投資資金
		(2)株式売出しについて
		1.売出株式数 引受人の買取引受による売出し分
		普通株式 400.000株
		オーバーアロットメントによる売出し分
		普通株式 105,000株
		2.売出価格 1株につき4,700円
		3.売出方法
		引受人の買取引受による売出し分
		G P ファンドの保有する株式の一部を
		三菱UFJ証券株式会社をはじめとする
		引受証券会社に買取引受させて行ったも
		のです。
		オーバーアロットメントによる売出し分
		三菱UFJ証券株式会社が、GPファ
		ンドから借り入れる普通株式を追加的に
		売出したものです。
		4.申込期間
		平成18年 4 月11日から平成18年 4 月13日
		まで
		5.受渡期日 平成18年4月18日

(2) 【その他】

平成18年9月14日開催の取締役会において、第54期中間配当に関し、平成18年7月31日の最終の株主名簿に記載された株 主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額

90,768千円

1株当たりの中間配当金

30円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成18年10月20日

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書(売出し)及びその添付書類

平成18年3月15日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年3月31日及び平成18年4月10日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第53期)(自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)平成18年4月27日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成18年4月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書

平成18年9月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月15日

ゴールドパック株式会社 取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員公認会計士岩渕道男業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 栁 澤 孝 男 業務執行社員

指定社員公認会計士福原正三

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているゴールドパック株式会社の平成17年2月1日から平成18年1月31日までの第53期事業年度の中間会計期間(平成17年2月1日から平成17年7月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドパック株式会社の平成17年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成17年2月1日から平成17年7月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁾上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別 途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年10月24日

ゴールドパック株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 唐澤 洋 業務執行社員

指定社員 公認会計士 小倉 邦路 業務執行社員

指定社員 公認会計士 松尾 浩明 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている ゴールドパック株式会社の平成18年2月1日から平成19年1月31日までの第54期事業年度の中間会計期間(平成18年 2月1日から平成18年7月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主 資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経 営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドパック株式会社の平成18年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年2月1日から平成18年7月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

^()上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。